

札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備基準 改定の要点

国基準との整合性を図り、より利用しやすい施設整備を目指して

札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブックの概要等について

条例・施行規則との関係性

福祉のまちづくり条例

- 総則（目的等）
- 基本的施策
- 公共的施設等の整備
- 福祉のまちづくり推進会議

具体的な基準等



// 施行規則

- 公共的施設の種類
- 整備項目
- 整備基準
- 施設整備の際の
手続き
- 推進会議の運営

解説・
図解等



// 施設整備ガイドブック

- 福祉のまちづくり条例のあらまし（条例の趣旨、整備にあたっての配慮、手続きの概要等）
- 整備基準と解説
- 関連資料（国際シンボルマーク）

今回の改正で変更する予定の箇所

札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブックについて

整備基準：施行規則に定められた、**遵守義務**となっている整備基準

望ましい整備：条例で規定されていないが、整備の際に**配慮することが望ましい**整備内容

例（利用円滑化経路上の出入口）

《整備基準（遵守義務）》

外部出入口 90cm以上 （車いすが通過しやすい寸法）

それ以外 80cm以上 （車いすが通過できる寸法）

《望ましい整備》

外部出入口 120cm

内部出入口 90cm

※利用円滑化経路
障がいのある方・高齢の方等
が円滑に利用できる経路

札幌市福祉のまちづくり条例施設整備基準と 国基準（バリアフリー法）について

上記二つの基準について、対象となる建築物に違いがあります。

	建築物全体の床面積	建築物を利用する人
札幌市福祉のまちづくり 条例施設整備基準	規定なし (遵守義務あり。 罰則なし)	多数の人たち (不特定+特定) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">特定の例： 事務所 共同住宅 工場 等</div>
国基準 (バリアフリー法)	延床面積2,000㎡以上 (守らなければ建築不可)	不特定多数 の人たち <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">不特定の例： 病院 ホテル 飲食店 等</div>

国基準（バリアフリー法）に
おける対象建築物一覧

特別特定建築物 (2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務)
1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂
5. 展示場
6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館
8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
11. 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
12. 博物館、美術館又は図書館
13. 公衆浴場
14. 飲食店
15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
18. 公衆便所
19. 公共用歩廊

札幌市福祉のまちづくり条例施設整備基準 における対象建築物一覧

整備対象建築物 (多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する施設の例)	不特定多数の者が 利用し、又は主として 視覚障がい者が利用 する部分を有する施設	
(1)学校	学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校など)	特別支援学校
(2)病院又は診療所	病院、診療所(鍼灸院、整骨院、接骨院など)、歯科医院など	すべての施設
(3)劇場、観覧場、映画館、 演芸場その他これらに 類する施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	すべての施設
(4)集会場、公会堂その他 これらに類する施設	集会場(冠婚葬祭施設、地区センターなど)、公会堂など	すべての施設
(5)展示場その他これらに 類する施設	展示場(モデルルーム、ショールームなど)	すべての施設
(6)百貨店、マーケット その他の物品販売業を 営む店舗	百貨店、スーパーマーケット、その他の物品販売業を営む店舗(コンビニエンスストア、薬局、ガソリンスタンドなど)	すべての施設
(7)ホテル、旅館その他 これらに類する施設	ホテル、旅館など	すべての施設
(8)事務所(官公署を含む)	事務所(国、道、市の庁舎を含む)、テナントビルなど ※専ら従業員が使用するものは除く。	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署
(9)共同住宅、寄宿舎、下宿 その他これらに類する施設	共同住宅、寄宿舎、下宿、学生寮など	
(10)老人ホーム、保育所、 身体障害者福祉ホーム その他これらに類する施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、介護施設又は更生施設など	

はバリアフリー法では対象外

(11)老人福祉センター、 児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これら に類する施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターなど	すべての施設
(12)体育館、水泳場、 ボウリング場その他これら に類する運動施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなど	すべての施設
(13)遊技場	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなど	すべての施設
(14)博物館、美術館、 図書館その他これらに 類する施設	博物館、美術館、図書館など	すべての施設
(15)公衆浴場	温泉、サウナ風呂、銭湯など	すべての施設
(16)飲食店又は キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類する施設	飲食店(喫茶店、食堂、レストランなど)、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	すべての施設
(17)郵便局又は理髪店、 クリーニング取次店、質屋、 貸衣装屋、動物病院、銀行 その他これらに類する サービス業を営む店舗	郵便局、理髪店、美容室、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、動物病院、銀行、宅地建物取引業を営む店舗など 一般ガス事業者・一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所	すべての施設
(18)自動車教習所又は 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設	自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室など	
(19)工場	工場(清掃工場、発電所、下水処理場など) ※専ら従業員が使用するものは除く	左記のうち、見学施設等を設けたすべての施設
(20)車両の停車場又は 航空機の発着場を構成 する建築物で旅客の乗降 又は待合いの用に 供するもの	鉄道駅、バスターミナル、空港	すべての施設
(21)自動車停留又は駐車 のための施設	立体駐車場など(一般公共の用に供されるものに限る。)	すべての施設
(22)公衆便所	公衆便所	すべての施設
(23)火葬場	火葬場	すべての施設
(24)神社、寺院、教会その他 これらに類する施設	神社、寺院、教会など	すべての施設
(25)地下街	地下街	すべての施設

改定の背景と目的：国基準の改定に伴う、札幌市基準のアップデート

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく基準が改正されたことを受け、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の施設整備基準を改定します。本改定は、主に国基準との整合性を図ることを目的としています。同時に、現行の札幌市基準が国基準を上回る項目については、その高い水準を維持し、本市独自の取り組みを継続します。

1 国新基準との整合

便所や駐車場など、主要な項目を国の新基準に合わせます。

2 国現行基準との整合

案内表示の義務化など、これまで明確に定めていなかった項目を国の現行基準に合わせます。





3 札幌市独自基準の維持等

国基準を上回る独自の設置割合などは、現行基準を維持、その他の項目について適宜微修正します。

①便所に関する改定

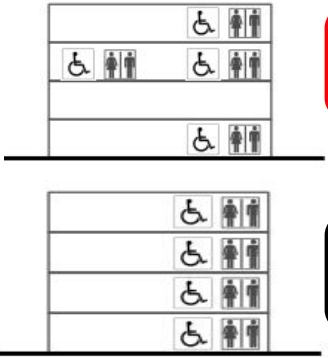

車椅子使用者用便房の設置数について（整備基準）

8

	旧	新
市	<p>建築物に1以上 (延床面積2,000㎡未満も対象)</p> 	<p>◎延床面積2,000㎡以上 原則、各階に1以上</p> <p>◎延床面積2,000㎡未満 建物に1以上</p>  <div data-bbox="1441 312 1889 421" style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red;"> <p>延床面積2,000㎡以上 ：国基準改正と整合</p> </div> <div data-bbox="1441 478 1889 587" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>延床面積2,000㎡未満 ：札幌市独自の規定</p> </div>
国	<p>建築物に1以上 (延床面積2,000㎡以上が対象)</p> 	<p>原則、各階に1以上</p> <p>※ 1フロアの床面積が1,000㎡未満の階、10,000㎡超の階を有する場合は別途規定</p> 

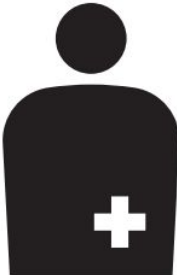
車椅子使用者用便房の設置数について（望ましい整備）

9

	旧	新
市	<p>各階に1以上</p> <p>（面積要件なし）</p>	<p>◎延床面積2,000㎡以上 →不特定多数の者等が利用する便所又は当該便所に近接する位置に1以上</p> <p>◎延床面積2,000㎡未満 →各階に1以上</p> <p>◎異性による介助や性的マイノリティ等に配慮し、男女共用の広めの便房を設ける</p>  <p>延床面積2,000㎡以上：国基準改正と整合</p> <p>延床面積2,000㎡未満：札幌市独自の規定</p> <p>国基準改正と整合</p>
国	<p>各階に1以上</p> <p>（面積要件なし）</p>	<p>◎不特定多数の者等が利用する便所又は当該便所に近接する位置に1以上</p> <p>◎異性による介助や性的マイノリティ等に配慮し、男女共用の広めの便房を設ける</p> 

オストメイト用設備について（整備基準）

11

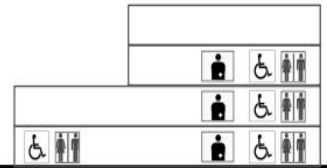
	旧	新
市	<ul style="list-style-type: none">案内表示の設置義務なし	<ul style="list-style-type: none">オストメイト用設備を設けた出入口又はその付近に、当該設備が設けられている旨を見やすい方法により表示する <div data-bbox="962 452 1360 590" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; color: blue;">現行国基準と 整合</div>
国	<ul style="list-style-type: none">オストメイト用設備を設けた出入口又はその付近に、当該設備が設けられている旨を見やすい方法により表示する <div data-bbox="1244 740 1421 1017" style="text-align: right;"></div>	

オストメイト用設備について（望ましい整備）

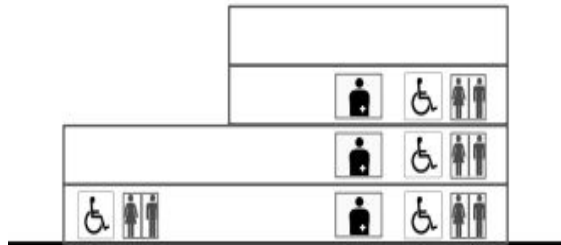
11

	旧	新
市	<p>望ましい整備：なし</p> <p>(参考) 整備基準：延床面積2,000㎡以上の建築物の場合、建物全体で1以上の設置</p>	<p>◎延床面積2,000㎡以上の建築物 →各階の便所のうち1以上に設置</p> <p>◎延床面積2,000㎡未満の建築物 →建物全体で1以上設置</p>
国	<p>各階の便所のうち1以上に設置 (面積要件なし)</p>	

延床面積2,000㎡以上：
現行国基準と整合



延床面積2,000㎡未満：
札幌市独自の規定



②劇場等の 客席に関する改定

劇場等における車椅子使用者客席について（整備基準）

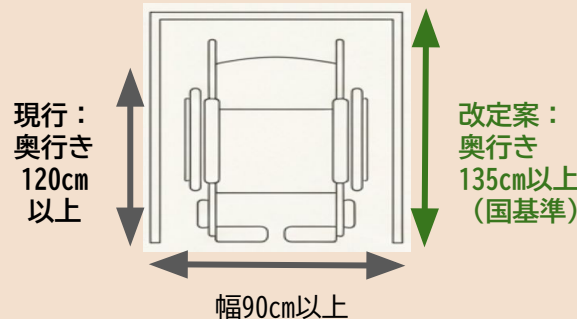
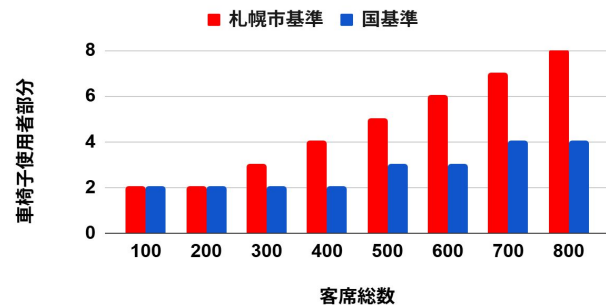
	旧	新
市	<p>◎設置数</p> <p>2以上 (観覧席等の総数が200を超える場合は、総数の1%以上)</p>	<p>2以上（変更無） (観覧席等の総数が200を超える場合は、総数の1%以上)</p> <p>(改正後の国基準よりも市基準の方が厳しい基準となっているため)</p>
	<p>◎寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅90cm以上 奥行き120cm以上 	<ul style="list-style-type: none"> 幅90cm以上（変更無） 奥行き135cm以上
国	<p>◎設置数</p> <p>客席総数の0.5%~1%以上 (遵守義務ではない)</p>	<p>座席の総数に対する割合で決定</p> <p>(1)座席数が400以下→2以上</p> <p>(2)座席数が401以上→0.5%以上</p>
	<p>◎寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅90cm以上 奥行き120cm以上 (遵守義務ではない) 	<ul style="list-style-type: none"> 幅90cm以上（変更無） 奥行き135cm以上

設置数：札幌市
独自基準の維持

17
・
18

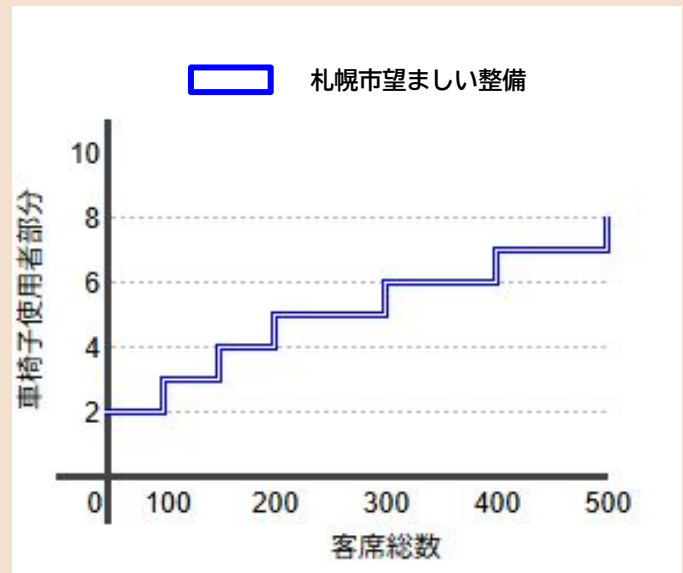
寸法：国基準
改正と整合

客席における車椅子使用者用客席設置数



劇場等における車椅子使用者客席について（望ましい整備）

	旧	新
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同伴者用の席は、車椅子使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子使用者用席は、以下の数を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> (1)座席数100以下…2以上 (2)座席数101以上200以下…2%以上 (3)座席数201以上2,000以下…1%+2以上 (4)座席数2,001以上…0.75%+7以上 ・ 同伴者用の席は、車椅子使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。 ・ 座席数201以上の場合、2箇所以上に分散して設ける。
国	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子使用者用席は、以下の数を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> (1)座席数100以下…2以上 (2)座席数101以上200以下…2%以上 (3)座席数201以上2,000以下…1%+2以上 (4)座席数2,001以上…0.75%+7以上 ・ 座席数201以上の場合、2箇所以上に分散して設ける。

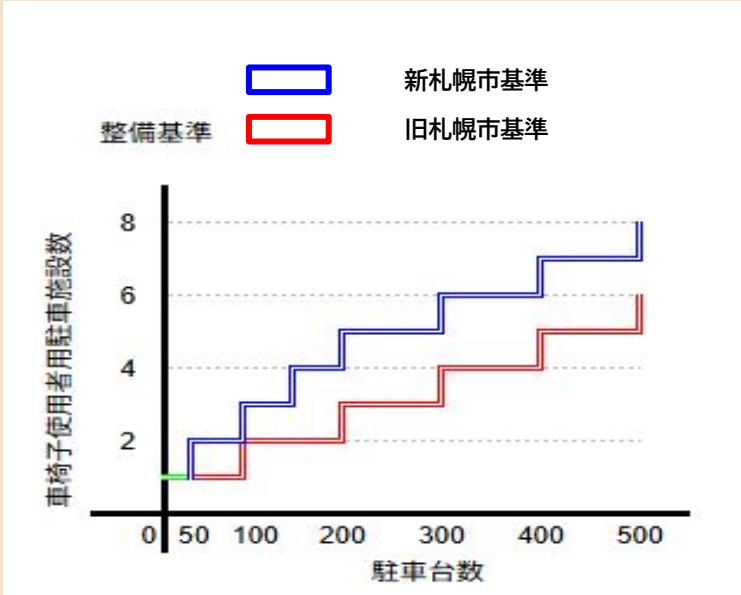


**国基準改正と
整合**

③駐車場に関する改定

車椅子使用者用駐車施設の設置数について（整備基準）

	旧	新
市	100台以下 1台以上 101台以上 1%以上	200台以下 2%以上 201台以上 1%+2台以上
国	駐車場全体のうち、 1以上	200台以下 2%以上 201台以上 1%+2台以上



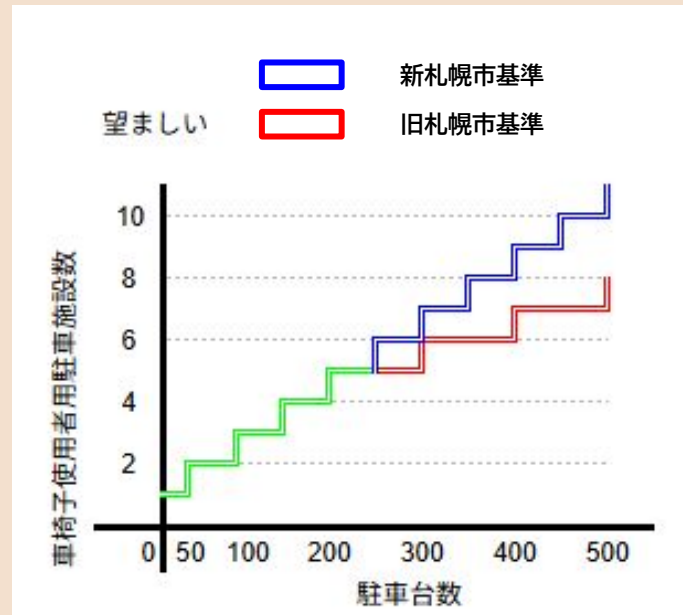
※バス・バイク等の専用駐車場については車椅子使用者用駐車施設の設置を免除

**国基準改正
と整合**

車椅子使用者用駐車施設の設置数について（望ましい整備）

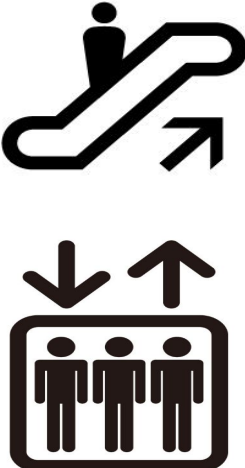
12

	旧	新
市	200台以下 2%以上	全駐車施設数に関わらず、 2%以上
国	201台以上 1%+2台以上	



**国基準改正
と整合**

④案内表示に関する改定

旧	新
<p>【整備基準】 なし</p> <p>【望ましい整備】 ・エスカレーターがあることの案内表示 ・エレベーターについてはなし</p>	<p>【整備基準】 ・エレベーター/エスカレーターがあることを見やすい方法で案内表示</p> <p>【望ましい整備】 ・案内用図記号を使用する場合、日本産業規格の標準案内用図記号を使用する</p> <div style="text-align: right;">  </div>

**新たな整備基準の追加
（国では元々遵守義務）**

⑤その他の主な改定内容について

車椅子使用者駐車施設（屋根・庇）について（望ましい整備）

※路外駐車場を含む

	旧	新
市	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根・庇に関する規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天、除雪時の状況に配慮し、屋根・庇を設置 ・有効高さ230cm以上を確保 <div data-bbox="1286 441 1881 572" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>新たな望ましい整備規定の追加 (国では元々望ましい基準)</p> </div>
国	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天時の状況に配慮し、屋根又は庇を設けることが望ましい ・有効高さ230cm以上を確保 	<div data-bbox="967 714 1881 1035"> <p>【モデル例】</p> </div>

敷地内の通路・傾斜路（勾配）について（解説）

4・5

	旧	新
市	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路については、勾配1/50を超える傾斜を対象。 <p>【主な措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜部分と、その前後で、色の明度の差を大きくする。 傾斜部分の始末端部や、曲がり角等には、150cm以上の水平部分を設ける。 傾斜路側端には、壁又は車椅子の脱輪等防止のための立ち上がりを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路については、勾配1/20を超える傾斜を対象。 <p>【主な措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更無
国	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路について、勾配1/20より緩やかな傾斜についての規定はない。 <p>【主な措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜部分と、その前後で、色の明度の差を大きくする。 傾斜部分の始末端部や、曲がり角等には、150cm以上の水平部分を設ける。 傾斜路側端には、壁又は車椅子の脱輪等防止のための立ち上がりを設ける。 	

札幌市独自の傾斜路定義の変更

現状、整備基準の適合率は高いとは言えない。1/50（2%）の傾斜は、水勾配とされるほどのわずかな勾配であり、この勾配を傾斜とみなした場合、傾斜部分と水平部分の色分けをする必要があるなど、厳しい整備基準であるとの声があり、設計者等のモチベーション低下につながる可能性がある。

